

令和 7 年度 長浜市監査計画

長浜市監査委員

第 1. 基本方針

監査委員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）により設置を義務づけられた執行機関です。

長浜市監査基準に則り、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、市民の福祉の増進に資するため、監査・検査・審査（以下「監査等」という。）を行います。

また、地方自治法に基づく内部統制制度が導入されているため、内部統制評価報告書の審査を行います。監査等においても業務リスクの予測がしっかりとされているか、再発防止策が有効に機能しているか調査し、監査の重点項目として内部統制の強化に向け監査を通して支援します。

行政運営の健全性を確保し、市民の福祉の増進と市政への信頼確保を図るため、事務事業の改善等について助言や提言を積極的に行い、次のとおり指導的監査を実施します。

第 2. 監査等の方針

監査等の内容及び目的は、次に掲げるとおりです。

(1) 財務監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査するもの

※財務監査は、地方自治法第 199 条第 4 項に規定する定期監査（①実地監査、②書面監査、③工事監査）として実施します。

(2) 財政援助団体等監査

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査するもの

(3) 決算審査

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査するもの

(4) 例月出納検査

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査するもの

(5) 基金運用審査

基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査するもの

(6) 健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査するもの

(7) 内部統制評価報告書審査

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査するもの

第3. 監査等実施計画

1. 定期監査（①実地監査、②書面監査） 法第199条第4項

毎会計年度少なくとも1回以上期日を定め監査します。

①実地監査

事前に提出いただいた資料を審査した上で、当日、実地による監査を行います。

監査対象				資料提出 期限	監査日
部局名	課（室）名等	対象年度	基準日		
教育委員会 事務局	北保育園、わかば幼稚園、神照幼稚園、長浜南認定こども園	令和6年度	令和7年 3月31日	4月28日 (月)	5月26日 (月)
	北中学校、長浜北小学校、湯田小学校、浅井中学校		※職員現 員表の基 準日は、 令和7年 4月1日	5月7日 (水)	6月10日 (火)
	虎姫学園、びわ北小学校、びわ中学校、びわ南小学校			5月27日 (火)	6月27日 (金)
	きのもと認定こども園、たかつき認定こども園、古保利小学校、富永小学校			7月28日 (月)	8月25日 (月)
	永原小学校、塩津小学校、七郷小学校、高時小学校			8月1日 (金)	9月4日 (木)
未来創造部	[北部政策局]北部政策課、政策デザイン課、秘書広報課、[未来こども若者局]未来こども若者課、[デジタル行政推進局]デジタル行政推進課	令和7年度	8月31日	9月3日 (水)	10月2日 (木)
会計課					
[防災危機管理局]防災危機管理課					
議会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務所					
健康福祉部	社会福祉課、しょうがい福祉課、こども家庭支援課、健康企画課、地域医療課、健康推進課、長寿推進課、介護保険課		8月31日	9月17日 (水)	10月17日 (金)
市民生活部	環境保全課、保険年金課、市民課、税務課、滞納整理課、くらし窓口課		9月30日	10月6日 (月)	10月27日 (月)
市民協働部	市民活躍課、生涯学習課、文化福祉プラザ室、文化スポーツ課、国スポ・障スポ大会推進室、人権施策推進課		9月30日	10月9日 (木)	11月11日 (火)
産業観光部	農業振興課、田園整備課、北部産業振興課		9月30日	10月28日 (火)	11月25日 (火)
農業委員会事務局					

監査対象				資料提出期限	監査日
部局名	課（室）名等	対象年度	基準日		
産業観光部	文化観光課、北近江豊臣博覧会推進室、商工振興課	令和7年度	10月31日	11月26日（水）	12月25日（木）
都市建設部	都市計画課、建設監理課、道路河川課、住宅課、建築課、[北部建設局]北部建設課、[下水道事業局]下水道総務課、下水道施設課		11月30日	12月10日（水）	1月13日（火）
総務部	総務課、北部管理課、人事課、財政課、契約管理課		11月30日	12月23日（火）	1月26日（月）
選挙管理委員会事務局					
市立長浜病院	総務課、医療安全管理室、患者総合支援センター・地域医療連携室、がん対策推進室、経営企画課、医事課		11月30日	1月14日（水）	2月10日（火）
長浜市立湖北病院	管理課、医療安全管理室、地域包括支援センター・地域医療連携室、医事課、介護老人保健施設 湖北やすらぎの里				※棚卸立会 2月27日（金）
教育委員会事務局	教育総務課、教育改革推進課、教育指導課、学校給食課、幼児課		12月31日	1月26日（月）	2月26日（木）

※棚卸立会：資産確認等のため、診療材料の帳簿数と在庫現物数、薬品の帳簿数と在庫現物数を対象として確認します。

②書面監査

当該年度、実地監査対象外である学校等の庁外施設の事務事業執行状況等の把握のため、書面により監査を実施します（提出資料は①実地監査と同様）。実施予定時期は以下のとおり。
なお、資料の提出日は、実施約1か月前に通知します。

11月頃	12月頃	翌年1月頃	翌年2月頃
保育園、認定こども園、幼稚園	小学校、義務教育学校	中学校	まちづくりセンター等

2. 財政援助団体等の監査 法第199条第7項

予定日
10月17日（金）、11月25日（火）、12月25日（木）

3. 決算審査 法第233条第2項又は公企法第30条第2項

各会計	予定日
病院事業会計、公共下水道事業会計	7月4日（金）
一般会計、特別会計	8月5日（火）

※決算審査に併せ、法第241条第5項に基づく基金の運用状況審査、健全化法第3条第1項、第22条第1項に基づく健全化判断比率等審査を行います。

4. 工事監査 法第199条第4項

- ① 完了検査：事業執行各課から提出された完了工事实績（昨年度完了）について概要説明を受け、事業目的、事業効果、事業内容及び工事完了箇所の現地調査等を実施します。
- ② 技術調査：調査対象工事について、計画・調査・設計・仕様・積算・契約・施工・管理・監理（監督）・試験・検査等の各段階における技術的事項の実施態様について調査を実施します。

監査種別	予定日
完了検査	10月6日（月）
技術調査	11月6日（木）

※いずれも工事の進捗状況等により実施しないことがあります。

5. 例月出納検査 法第235条の2第1項

予定日			
4月25日（金）	7月28日（月）	10月27日（月）	1月26日（月）
5月26日（月）	8月25日（月）	11月25日（火）	2月26日（木）
6月27日（金）	9月25日（木）	12月25日（木）	3月26日（木）

※1～5の監査等の実施について

- ・監査等(②書面監査、4. 工事監査の現場確認を除く。)の実施場所は、庁外施設監査は監査対象施設、庁内施設は原則、長浜市役所西館5-D会議室で行います。
 - ・監査を実施するにあたり必要な手続き等は、適宜、監査前に事務連絡します。
 - ・当局の対応は、長浜市監査委員事務局規程を基本とします。
- なお、監査等の執行に支障がある場合、監査委員の協議により監査計画の対象及び時期を変更するなど柔軟に運用します。

第4. 監査の結果 法第199条第9項

- ・監査終了後、監査の結果を通知、公表します。
- ・監査結果は、①勧告制度（法第199条第11項及び第15項）、②合議不調時にはその旨を提出、公表（法第199条第13項）します。
- ・監査等で取り扱った事案（不適切な処理など）は、再発防止の観点から必要に応じて市長部局へ報告し、情報共有を図ります。

第5. 内部統制評価報告書審査 法第150条第5項

- ・内部統制評価報告書について、監査等で得られた知見に基づき、評価手続きに沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか等の観点から評価結果が相当かどうかを審査します。

予定日
8月5日（火）